

令和 2 年第 3 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第3回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和2年3月26日(木)午前9時31分から午前11時35分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(14名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	12番 尾形 司	14番 福田 なほ子
15番 邊見 勝寿	16番 伊藤 恵子	
- 4 欠席委員(2名)

11番 柴山 真二	13番 鈴木 幸博
-----------	-----------
- 5 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて
 3. 使用貸借権の合意解約について
 4. 利用権設定の合意解約による通知について
 5. 非農地証明願について
- 6 議事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
 - 第5号議案 美里農業振興地域整備計画の変更について
 - 第6号議案 美里町農業委員会処務規程の一部改正について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 令和2年3月事業報告について
 2. 令和2年4月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 菊地 和則
 - 主 事 佐藤 汰一

9 会議の概要

事務局	<p>定刻 1 分ほど過ぎましたが、ただいまより令和 2 年第 3 回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第 5 条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより令和 2 年第 3 回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>本日、11 番柴山真二委員と 13 番鈴木幸博委員の 2 名が所用のため欠席となります。また、佐々木裕一委員は少し遅れて出席するとのことで、まだ見えていませんが、現在の出席委員は 13 名であります。農業委員会に関する法律第 27 条第 3 項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の 3 番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第 15 条第 1 項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。2 番後藤幸太郎委員、3 番大崎幸信委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>農家相談日について、3 月 5 日(木)と 3 月 19 日(木)に農家相談を行っておりますので、最初に 3 月 5 日(木)の担当委員より報告願います。</p>
古内世紀委員	<p>それでは報告します。3 月 5 日(木)、会長室におきまして、遠見職務代理者、久道雄悦委員、そして私古内の 3 名で行いました。</p> <p>相談件数は 2 件でした。</p> <p>1 件目の相談者は 地区 の さんという方で、相談内容は、昨年父が亡くなり、父が耕作していた畑を売りたいので誰か紹介してもらいたいという相談でした。農地の所在地は 地区の に位置しております。</p>

(会議室のドアのロック音が2回)

議長

休憩します。(9:40)

(佐々木裕一委員が入室する)

議長

再開いたします。(9:41)

古内世紀委員、続きをお願いします。

古内世紀委員

それでは先程の続きの報告をいたします。

売りたい農地は 筆、面積は , 平方メートルであるとのこと。そこまでの道幅は狭く、畑を買いたい農業者は少ないという現状にありますので、隣接の農地の所有者か、あるいは不動産業者に相談してみてもどうかと、助言しました。

2件目は、 地区 の さんという方で、高齢の母が所有している田んぼ、面積 , 平方メートル田んぼを昨年秋まで 地区の今 さんに貸していたのですが、自分も高齢になり耕作できなくなったのでお返ししたいと言われたので、代わりに借りてくれる、あるいは買ってくれる人がいれば紹介してほしいという相談でした。場所的には立地条件もよく、整正された土地ですので、買い手が見つかる可能性は高いので、農地流動化申入書に記載して提出してもらったということです。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、3月19日(木)の担当委員より報告願います。

大友重善委員

それでは、3月19日(木)の農家相談日について報告いたします。当日は伊藤会長、佐々木幸一郎委員、私大友の3名で対応いたしました。

相談件数が1件でございます。相談者は にお住まいの さんという方で、お母さんが亡くなりまして、8月に相続した農地を売りたいという相談でした。農地の所在地は 地区の にあり、現在農事組合法人に利用権で契約しているが、売りたいということでした。

には田と畑があり、田はもとより畑もに売りたいということでしたので、現在は農事組合法人 と利用権設定していますので、地元農

業委員と相談して、秋までには対応していくということで助言しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項2番、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについての報告がありましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

大友重善委員

7番大友です。

この件ですが、先月、私と佐々木幸一郎委員が担当の時、農地調査委員会で、この場所を調査しました。その時は10月25日に農地転用の許可を受けた農地であると聞いています。しかも同じ場所を先月総会で審議しています。この取り下げの日付が2月10日となっていますので、2月総会の段階で報告すべきものではなかったのではありませんか。

事務局

7番大友重善委員の質問にお答えします。

大友重善委員おっしゃるとおりでございます。本来ならば10月総会で承認され、11月に宮城県知事から許可を受けていましたので、2月総会で改めて審議する際、2月総会で取り下げの報告をしてから、同じ2月総会で載せるべき案件でした。これを2月総会で取り下げをしないうちに先月、議案に載せてしまったということになりました。取り下げが1月遅れの報告となりましたが、やはりこれは1月遅れになっても報告しなくてはならないだろうということで、今総会で取り下げを報告させていただいたということになりました。

経過については以上でございます。

議長

大友重善委員、よろしいですか。

大友重善委員 はい、わかりました。

議長 他に質問ございませんか。
ないようですので、続きまして報告事項 3 番、使用貸借権の合意解約について、報告事項 4 番、利用権設定の合意解約による通知についてを、一括で事務局より報告願います。

事務局 (報告事項 3、報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。
ただいま事務局より報告事項 3 番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項 4 番、利用権設定の合意解約による通知について報告がありました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長 ないようですので、続きまして報告事項 5 番、非農地証明願についてを事務局より報告願います。
また、3月13日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
初めに事務局より説明願います。

事務局 (報告事項 5 について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。
引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木裕一委員 農地調査委員会は今月から遊佐恭一委員と委員長である私佐々木の 2 名が担当し、伊藤恵子会長、邊見会長職務代理者、事務局から菊地局長、佐藤主事の計 6 名により 3 月 13 日金曜日に現地調査を行いました。
非農地証明願、番号 3 について、現地は 地区の に位置しております。現在は駐車場となっており、非農地化して 20 年以上経過となってい

ることから、現地調査終了後速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号87を除いた68件について審議をいたします。質疑ありませんか。

大友重善委員

7番大友重善です。

議案番号89番、譲渡人が さんになっていますが、第1号議案の農地法第3条でこの方が農地を3筆受けているわけですよね。そして、ここ第2号議案では譲渡人として2筆貸すことになっていますが、地番が違うからいいのか、それとも第1号議案の第3条でやはり賃借権結ばないほうがよかったのか、その辺のことを詳しく聞きたいので、よろしくお願いします。

議長

7番大友重善委員の質問については、2月5日(水)開催の農家相談日の際、相談に見えられたことと関連がありますので、15番遠見勝寿委員から説明願います。

遠見勝寿委員

15番遠見勝寿です。それではお答えします。

これはまず第2号議案、議案番号14番の さんですが、2月5日(水)農家相談日に娘さんがお越しいただきました。そのときに、これまで

字 〇〇の農地 〇〇筆を知り合いの方に貸していたのですが、その方が体調不良となり、今年から作付けが出来なくなったということで、誰か探してくださいということでお越しになったという次第です。その農地に隣接している方が 〇〇さんでした。この農地の近くには、遠くの方から来て作付けしている方もおりましたが、 〇〇さんからは近くの方がいいという申し出もあり、2月8日(土)に 〇〇さん宅を訪問しました。 〇〇さんは実のところ、これ以上農地は増やしたくないということでした。いろいろ話をしているうちに、自分が所有している 〇〇字 〇〇の筆の農地を作付けしてくれる人がいれば、 〇〇さんの 〇〇の農地 〇〇筆は受けてもいいという話になりました。そこで 〇〇の近くで耕作している 〇〇地区の

〇〇さんをお願いし、話がまとまったということでした。農地を荒らさないために取った手段でございます。この時は、私と大崎幸信委員の2人が

対処しました。以上でございます。

議長 ご苦労様でした。7番大友重善委員、よろしいでしょうか。

大友重善委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

議長 そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号87番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、私、16番伊藤が退席いたします。

議長 休憩いたします。(10:53)

遠見職務代理 再開いたします。(10:54)

農業委員会等に関する法律第5条第5項により、会長に代わり暫時の間、議長を務めさせていただきます。

遠見職務代理 休憩前に引き続き、議案番号87番について審議をいたします。ご審議ございませんか。

(なしという声あり)

遠見職務代理 なしという声ありましたので、質疑なしと認め、採決に入ります。議案番号87番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

遠見職務代理 全員賛成と認めます。

遠見職務代理 休憩いたします。(10:54)

議長 再開いたします。(10:55)

議長 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、69議案全て賛成ですので、原案のとおり許可相当とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、12議案について審議いたします。
質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については12議案全て賛成ですので、原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を進達いたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、3月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告を願います。

初めに事務局より説明願います。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員

番号3について、現地は 地区の 位置しております。転用目的は の栽培ハウス及び事務所の建築です。農地区分は都市計画用途地域内にあることから3種農地となっております。特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

番号4について、現地は 地区の 位置しております。転用目的は住宅建築及び駐車場の設置です。農地区分については2種農地となっております。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

ては、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達いたします。

議長

続きまして、第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

また、3月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員

該当地は 地区の に位置しております。変更理由は住宅の建築で、該当地は現在住宅に囲まれており、耕作もされていない土地になっています。大規模な農地の営農を妨げる可能性はないため、許可相当と見てきました。

議長

ありがとうございました。

それでは事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり異議なしの意見を付し、美里町長に報告いたします。

議長

続きます。第6号議案、美里町農業委員会処務規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第6号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第6号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第6号議案、美里町農業委員会処務規程の一部改正については、原案のとおり可決いたしましたので、今後規程のとおりに適用することといたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第3回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和2年 月 日

会 長

署名委員 2番

署名委員 3番